

## 指定管理者の決定について

平成28年度から長崎市南部市民センターの管理運営を行う指定管理者について次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市南部市民センター
- 2 指定管理者の名称 南部市民センター運営委員会
- 3 指定管理者を決定した理由

地元密着型の施設であり、地元の住民で構成された運営委員会に委託することにより、サービスの向上・地域コミュニティの活性化が見込めることから、平成19年4月1日の開設時より円滑に管理・運営してきた実績のある南部市民センター運営委員会を引き続き指定管理者として非公募により選定するもの。